

# 牧之原市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト

静岡県牧之原市

平成29年4月

## 1 公表の趣旨

牧之原市では、昭和54年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めている。

平成15年5月29日の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年7月29日に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、病院、庁舎等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示された。これを受け、本市が所有する公共建築物の耐震性能を公表する。

## 2 公表の対象となる公共建築物（126施設 242棟）

（平成29年4月1日現在）

(1) 災害時の拠点となる建築物		施設名
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行なう施設	庁舎、就業改善センター、榛原文化センター（管理棟）、相良保健センター
イ	住民の避難所等として使用される施設	各小中学校校舎・体育館、地頭方公民館、萩間公民館、地区公民館（コミュニティセンター）
ウ	救急医療等を行なう施設	総合健康福祉センター
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	保育園、幼稚園、デイサービスセンター、介護予防拠点施設
オ	上記以外	静波体育館（物資集積）、相良B&G海洋センター（物資集積） 消防拠点（各分団詰所）

(2) 多数の者が利用する建築物	総合運動公園管理棟、市民体育館、校舎・体育館以外の学校施設、文化センター（ホール棟）、相良史料館ホール、観光センター、相良総合グラウンド管理棟
(3) 市営住宅	市営住宅13団地、各団地集会所
(4) その他主要な建築物	児童館、老人福祉センター、和光館、静和会館、史料館

### 3 建築物の耐震性能の判定方法

(1) 昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された建築物（以下「旧基準の建築物」という。）

静岡県耐震診断判定基準（平成14年版）により判定した。

耐震診断\*で算出する構造判定指標（ $I_s$ 値）と静岡県が独自に策定した目標値（ET値）との比率（ $I_s$ 値/ET値）で耐震性能を判定した。

\*（財）日本建築防災協会「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」による

(2) 昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された建築物（以下「新基準の建築物」という。）

静岡県構造設計指針・同解説（平成14年版）により判定した。

本指針・同解説に定める用途係数（ $I$ ）で耐震性能を判定した。

### 4 建築物の耐震性能のランク付け

各ランク別の耐震性能と判定基準は表1のとおりである。

旧基準の建築物は4段階（ $I_a$ 、 $I_b$ 、Ⅱ、Ⅲ）にランク分けし、新基準の建築物は2段階（ $I_a$ 、 $I_b$ ）にランク分けした。

東海地震に対して耐震性能を有する建築物はランクⅠである。

なお、建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物は、ランクⅠとランクⅡである。

表 1 各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	静岡県独自の判定基準		
				旧基準の建築物 ( $C_i = 1.0$ )	新基準の建築物 (用途係数 (I))	
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も 建物を継続して使用できる。	災害時の拠点と なりうる施設	RC、S、SRC CB	$I_s / E_T \geq 1.25$	I = 1.25
				W	総合評点 $\geq 1.5$	
I	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度 の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用 の可否は、被災 建築物応急危険 度判定士の判定 による。	RC、S、SRC CB	$I_s / E_T \geq 1.0$	I = 1.0
				W	$1.0 \leq$ 総合評点 $< 1.5$	
II		耐震性能がやや劣る建物。倒壊 する危険性は低い、かなりの被害 を受けることも想定される。		RC、S、SRC CB	$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
				W	$0.7 \leq$ 総合評点 $< 1.0$	
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害 を受けることが想定される。		RC、S、SRC CB	$I_s / E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	
				W	総合評点 $< 0.7$	

(注 1) 体育館など、比較的屋根の軽い鉄骨造の建物は、ランクにかかわらず倒壊する危険性は低い。

(注 2) 壁式鉄筋コンクリート造 (WRC) の中高層建築物の県営住宅は、地盤が良好で公営住宅建設事業者等連絡協議会の耐震診断マニュアルで安全性が確認できればランク I b とする。

用語説明

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標（IS値）	建築物が保有する耐力を表す指標（耐震診断で算定）
静岡県の耐震判定指標値（ET値）	<p>東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値</p> $ET = ES \times CI \times CG$ <p>ES：基本耐震指標値 CG：地形指標</p> <p>がけ地等の場合 1.25    その他の場合は 1.0</p>
用途係数（I）	<p>建築物の用途により地震力を割り増す係数</p> <p>I = 1.25の場合    ランク Ia    I = 1.0 の場合    ランク Ib</p>
建築物の重要度係数（CI）	<p>地震による建築物の破壊を抑える程度を表す係数</p> <p>CI = 1.25の場合    地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする CI = 1.0 の場合    地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる</p>
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表す指標（耐震診断で算定）

建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、県営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある)
S	鉄骨造(軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする)
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
C B	コンクリートブロック造
W	木造